

ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和8年3月25日(水) 午前9時57分開議

議事堂第2委員会室

【付議事件】

1 議案

- 議案第 39号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 42号 ひたちなか市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 43号 ひたちなか市那珂湊総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 44号 ひたちなか市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 45号 ひたちなか市特定乳児等通園支援事業に関する条例制定について
- 議案第 46号 ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 47号 ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 50号 ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 54号 ひたちなか市社会福祉施設の指定管理者の指定について

○出席委員 8名

文教福祉委員会	加藤 恭子	委員長
	安 のり子	副委員長
	鵜澤 恵一	委員
	安 次男	委員
	大内 聖仁	委員
	大谷 隆	委員
	清水 立雄	委員
	三瓶 武	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

保健福祉部	鈴木秀文	保健福祉部長兼福祉事務所長	
	三村真理子	国保年金課長	
	石田裕子	国保年金課長補佐兼医療係長	
	小野寺裕	国保年金課長補佐	
	根本恵子	国保年金課国保係長	
	伊藤恵子	国保年金課国保係長	
	奥寺弘道	国保年金課医療係主任	
	横山幸一	介護保険課長	
	根本一恵	介護保険課係長	
	桐原隆史	地域福祉課長	
	中川泰行	地域福祉課長補佐	
	望月奈々	高齢福祉課長	
	薄井英里	高齢福祉課長補佐兼係長	
	川又崇史	高齢福祉課主幹	
	子ども部	藤咲裕之	子ども部長兼福祉事務所長
		出澤慶蔵	幼児保育課長
		金子敬志	幼児保育課長補佐
住谷飛鳥		幼児保育課係長	
教育委員会事務局	箱崎勝子	教育部長	
	田口清幸	総務課長	
	菊池徳	総務課長補佐	
	笹沼義孝	学校管理課長	
	江幡敦	学校管理課長補佐兼施設係長	
	金澤幸浩	保健給食課長	
	小澤完	保健給食課係長	
	田村寿俊	教育委員会事務局参事兼指導課長	
	黒澤友博	指導課指導主事	
	住谷太一	青少年課長	

○事務局職員出席者

議会事務局	根本光恵	参事兼次長
	石川浩之	係長

文 教 福 祉 委 員 会

令和8年3月25日（水）

茨城県ひたちなか市議会

午前9時57分 開会

○加藤委員長 これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案9件です。また、執行部から2件の所管事項の説明の申し出がありますので、議案審査終了後に説明を受けたいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

最初に、議案第39号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

Side Booksのホーム画面から、全議員共通、本会議、令和8年定例会、第1回3月定例会、議案、議案第39号の順にフォルダをお開きください。議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。なお、説明は着座のままで結構です。鈴木保健福祉部長。

○鈴木保健福祉部長 おはようございます。よろしくお願いたします。着座のまま失礼いたします。

それでは、議案第39号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、国保制度を将来にわたり安定的に運営できるよう課税額を引き上げるとともに、地方税法の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金額を規定しようとするものです。また、この影響を緩和するため、小学生から高校生世代までの減免措置を引き続き実施するよう、所要の改正を行おうとするものです。

改正の具体的な内容につきましては、議案第39号別紙説明資料を用いて説明させていただきます。別紙説明資料をご覧くださいませでしょうか。

初めに、1の国保税見直しの経緯についてですが、本市では令和4年度に18年ぶりとなる税率改正を行って以降、税率を据え置いてきましたが、想定を上回る国保財政の悪化により、一般会計から積み立てた基金は令和7年度には枯渇する見通しとなったため、国保制度を将来にわたり安定して運用できるよう、加入者の急激な負担増とならないように負担軽減を図りながら、7年度から9年度にかけて段階的に1人当たり年平均9,000円を増額していくこととしたところです。

次に、2の令和8年度の国保税率案につきましては、8年度は診療報酬の増額改定による1人当たり医療費の増加が見込まれる一方で、社会保険の適用拡大等による被保険者の減少や給与所得控除の見直しによる国保税収の減少が見込まれる中、国保の安定的な運営に向けて引き続き税率改正を行おうとするものです。

まず、(1)令和7年度の税率改正の結果ですが、1人当たりの国保税額は前年度より9,000円増となる見込みであったところ、1万3,600円増の11万9,600円となりました。そのうちの上振れ分4,600円は、農業所得や株式譲渡による所得の増が主な要因であ

ると分析しております。

その状況を受けまして、下段の税率案のイメージ図をご覧ください。（２）令和８年度の税率案の考え方としましては、図の右上にあります６年度計画時点の税額から大幅な乖離が生じないよう、７年度中の所得の上振れ分を見込み、７年度の上げ幅と同様の税率から減額調整した税率とするよう算出しております。図の一番上が７年度に税率改正した結果で、税額は１１万９,６００円となっております。真ん中の図は、７年度と同じ上げ幅で引き上げた場合の８年度の想定で、１２万８,６００円となっておりますが、所得の上振れ分があるとさらに増額すると見込まれます。このことから、一番下にある赤枠の図のとおり、８年度の税率案は、真ん中の図の税率から減額調整を行い、計画額に近づけ、１人当たり国保税額を１２万７,２００円とするものであります。なお、この税率案につきましては、市国民健康保険運営協議会において考え方も含めて諮問を行い、適当であると答申をいただいております。

次に、２ページをご覧ください。３の条例改正の内容のうち、（１）子ども・子育て支援納付金課税額の新設につきましては、表の第１項及び第５項に赤字で記載してあります項目を新設する改正をしようとするものであります。なお、表の下に米印で記載しておりますが、１８歳未満の被保険者に対する均等割額は全額軽減され、その軽減分を１８歳以上の被保険者で案分して負担する額が１８歳以上均等割額となります。

次に、（２）国民健康保険税の税率に係る改正につきましては、表に改正前と後の額をお示ししておりますが、それぞれ改正後の赤字の額に改正または新設しようとするものです。

次に、３ページをご覧ください。（３）です。国民健康保険税の減額に係る改正のうち、①低所得者に対する均等割額の７割・５割・２割の軽減額につきましては、先ほど説明した（２）の税率改正により、表の赤字の額へ改正または新設しようとするものです。参考としてイメージ図をご覧くださいと、基礎課税額の７割軽減の場合は赤字の３万８００円の軽減額となり、均等割額は１万３,２００円となります。５割・２割軽減の場合も同様となります。

次に、②未就学児に対する均等割額の軽減額につきましても、（２）の税率改正により、表の赤字の額へ改正または新設しようとするものです。

続きまして、４ページをご覧ください。参考としてイメージ図をご覧くださいと、基礎課税額の７割軽減の場合は、３万８００円を軽減した後の残り部分の半額に当たる赤字の６,６００円が未就学児軽減額となります。５割・２割軽減の場合も同様に、低所得による軽減をした場合の残り部分の半額が未就学児軽減額となります。

次に、③出産被保険者に対する所得割額及び均等割額の軽減につきましては、表の赤字部分を追加する改正をしようとするものです。

次に、（４）小学生から高校生世代までの均等割額の市独自減免の継続につきましては、税率改正による影響を緩和するため、８年度も引き続き均等割額を５割減免するよう、所要の改正を行おうとするものです。

なお、参考資料として税率改正による影響額のイメージ図やモデルケース一覧を添付しております。後ほどお目通しをいただければと思いますが、７年度は前年度から６万から７万円台

まで増額となった世帯もありましたが、8年度の上げ幅はほぼ4万円台以下に抑えられる見込みであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。大谷委員。

○大谷委員 税率について今回上げるということなんですけども、令和4年度に18年ぶりとなる税率改正を行ったということで、それまで18年間上がっていなかったということで、令和4年に上げられたわけなんですけども、これが想定を上回って国保財政が悪化しているということで、また今度上げるということなんですけども、このときに上げたものについてはどんなエビデンスに基づいて上がったのか、そしてまた、今回こう上げるということについてはどんなエビデンスに基づくものか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○加藤委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 令和4年度のときの税率の引上げにつきましては、18年間税率を据え置いてきたということもありまして、ひたちなか市の税率は県内でもかなり低い税率となっております。そこを、不足する分につきましては、一般会計からの基金への繰入れでずっと対応してきたところがございますが、平成30年度に茨城県も市町村と一緒に保険者となって、それ以降は茨城県と市町村が併せて保険者となって、県内全域を見ていこうというような大きな制度改正が行われました。そこで、茨城県のほうもいろいろな市町村の状況を見て、そして、茨城県で統一して保険を運営していくためにはというようなことが考えられて、令和4年度のときに、それまで市町村ごとに保険税は所得割、均等割、世帯割、いろいろあったんですけれども、4年度に所得割と均等割の2方式に統一するという茨城県の方針が出されました。それに伴いまして、県内市町村は全部所得割と均等割の2つの課税というふうに統一をしました。そこでひたちなか市も、世帯割というものがあったんですけれども、それをなくして、所得割と均等割の2方式にするというようなことの改正が行われましたが、その世帯割をなくすというところ、所得割、そのほかに均等割、人数が多い世帯に対して均等割がかなり多くなってしまいうような状況がございましたので、令和4年度のときには所得が多い世帯に対しての市独自の軽減策というのを用いまして、なるべく急激な負担増とならないような対応をして、県内統一の保険税としたというような経過がございます。その市独自の判断ではなくて茨城県全体に合わせて、そのときに税率を改正したというような状況でございました。

ただ、全体的に国保の被保険者というのは年々減少が進んでおりまして、特に近年、社会保険の適用拡大というものが行われてきまして、大きいものと令和4年、令和6年にも行われてきて、そのときには国保の被保険者は1,600人ぐらい、例年ですと1,000人弱なんですけれども、社会保険の適用拡大ということがありまして、かなり被保険者は減少しております。そして、そもそも国保の被保険者というのは年金収入の方が多く、無職の方も多くて、7・5・2割の低所得者の軽減というのが、6割ぐらいの方が該当しているというような構造になっています。そもそも国保の構造的な問題というものがありますが、それが加速しているような状況になっております。令和4年、令和6年の社会保険の適用拡大ということによって、

被保険者の減少が加速しております。一方で、医療費のほうも、医療の高度化に伴いまして、1人当たりの医療費というものが年々増加しております。ということは、全体として医療費が必要になってくるんですけれども、それを賄うための被保険者は低所得者の方が多いというような状況もありまして、どうしても医療費を賄うため、県に納付金をお支払いするためには税率を上げていかなければならないというような状況が、年々加速してきているというような状況がありまして、令和4年度の税率改正以降も、被保険者の減少、それから、医療費の増加というものが進んでおりますので、令和7年度はもうやむなく税率改正をしなければならないというような状況になりました。

ただし、令和4年度と同様に、1年間、単年度でその税収不足を補おうとしますと、令和7年度の試算では1人当たり3万円以上税額を上げなければならない、大変厳しい試算結果が出ておりましたので、それは何が何でも避けたいなというところで、3年に分けて9,000円ずつ、それもご負担ではあると思うんですけれども、3年かけて平均9,000円上げさせていただく。その間に不足する分につきましては、一般会計からの繰入れ、基金対応で行っていくというような方針を立てまして、そういう方針の下、税率改正をさせていただいているという状況でございます。

○加藤委員長 大谷委員。

○大谷委員 その税率の数字をつくった根拠というか、その数字に至ったエビデンスというのはどういった形になりますか。

○加藤委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 令和8年度の税率でよろしいでしょうか。——はい。令和8年度の税率に至った経緯でございます。先ほど部長のほうからも説明をさせていただきましたけれども、7年度の税率、1人当たり9,000円という見込みでございましたが、想定を上回る上振れがございました。それは、農業所得や株式譲渡による所得というふうに分析しております。そういうものにつきましては、なかなか想定が難しいものであるというふうに認識しております。ただ、結果としてそういう結果が出ておりますので、それを踏まえて8年度の税率を検討させていただきました。7年度と同じ税率で引き上げた場合には、さらに、先ほどもご説明しましたけど、高い税額となる見込みでありましたので、その額よりも少し税率を抑えた設定とさせていただきました。7年の所得というものも今の段階で確定していないものですから、どのぐらい所得が上振れるかということも分からない段階での税率設定なので、本当に大変頭を悩ませまして、時間をかけて検討を進めてきたんですけれども、どのぐらい所得が上振れるかが分からない中ですので、7年度よりは税率を1,000円から2,000円ぐらい下げた値で設定をさせていただいたという経緯でございます。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第42号 ひたちなか市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、議案第43号 ひたちなか市那珂湊総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第42号、議案第43号をお開きください。また、両議案に係る補足説明資料が議案第42号のフォルダ内にありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。鈴木保健福祉部長。

○鈴木保健福祉部長 続きまして、議案第42号 ひたちなか市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例及び議案第43号 ひたちなか市那珂湊総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関連いたしますので一括してご説明いたします。

また、2つの議案は、この後説明させていただく議案第54号 ひたちなか市社会福祉施設の指定管理者の指定についてに関係する内容となります。そのため、次の指定管理予定者であります社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会の事業概要等を説明する資料といたしまして、参考資料の①社協の概要、それから、参考資料の②社協だより「福祉ひたちなか」、そして、参考資料の③社協業務図を添付させていただきました。そのうち参考資料の③社協業務図は、社会福祉協議会の組織体系等を示した表であります。そちらのほうをご覧くださいますと、表の一番右側の縦の列でございます、こちらは主な業務について説明した項目であり、各業務の種別ごとに、黄色が指定管理事業、それから、緑色のところは委託事業、オレンジ色のところが自主事業と色分けして表記してございます。

それでは、条例改正の内容について説明させていただきます。

指定管理者が施設管理と一体的に事業運営を行う業務が指定管理事業であり、今年度末が5年に一度の社会福祉施設の指定管理の更新時期に当たることから、市では指定管理事業の構成等の見直しを行い、より効率的な、さらには、利用者ニーズに合わせた事業の推進を図るための改正を行おうとするものでございます。

先ほど説明させていただきました参考資料③の社協業務図をご覧くださいませでしょうか。こちらになります。③の社協業務図でございます。主な改正内容といたしましては、地域活動支援センターの廃止と、発達支援事業、こちらはかなりや教室・野蒜教室でございます、こちらは指定管理事業から委託業務への変更となります。

まず、地域活動支援センターにつきまして、この表の一番右側、主な業務のところに黄色のセル、下から3番目でございます地域活動支援センター、指定管理とあります。さらに、赤字

で「廃止」と表記してございます。こちらでございますが、これまでの経過といたしましては、令和3年度に心身障害者福祉センター、福祉作業所から現在の地域活動支援センターに名称を変更いたしました。事業内容を利用者ニーズに沿った居場所として再編し、障害福祉等の創作的活動、生産活動の機会の提供や社会との交流促進に関する事業を行ってまいりました。また、令和5年度には地域活動支援センター利用者のさらなるサービス向上を図るため、送迎や配食のサービスを利用可能にすることや、相談支援専門員による相談支援を行えるよう、社会福祉協議会の自主事業として障害福祉通所サービス事業所「紬」を開設いたしました。こちらは生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型でございます。その際、地域活動支援センターは、サービス事業所「紬」への利用者移行に伴い、廃止する流れとなっておりますが、それまでの利用者が急激な環境変化に適応できない場合も想定いたしまして、しばらくの間はセンターの運営を継続する必要があるなどの理由で廃止は先送りとしてまいりました。その後2年が経過し、同サービス事業所「紬」への移行が円滑に進んだと判断できる状況に至ったことから、今年度末をもって地域活動支援センターの運営を廃止しようとするものであります。

次に、発達支援事業について説明させていただきます。こちらの内容も参考資料③の社協業務図の、主な業務の発達支援事業の欄に赤字で「委託」と記載しております。黄色のセルの下から2番目でございます。こちらの発達支援事業でございます。同事業につきましては、名称変更や事業の統合等を図りながら、これまで市の指定管理事業として障害児及びその保護者に対する相談や個別指導等を行ってまいりましたが、今後は担当課、こちらは子ども部子ども未来課になりますが、社会福祉協議会と緊密に連携を図りながら、早期療育を担う役割を推進するため、委託事業に切り替えて実施するものであります。これらの見直しに伴いまして、議案第42号及び43号において、指定管理者が行う業務を定める規定を改めるほか、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第42号及び43号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論は一括して行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。

最初に、議案第42号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第43号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第44号 ひたちなか市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第44号をお開きください。

それでは、提出者の説明を願います。藤咲子ども部長。

○藤咲子ども部長 議案第44号 ひたちなか市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。

議案書は3ページでございます。新旧対照表をご覧ください。

本年3月末、今月末をもって那珂湊第二保育所を閉所し、那珂湊第一保育所と統合するに当たり、別表から第二保育所に係る部分を削除しようとするものであります。那珂湊第二保育所につきましては、昭和45年に建築され、今年で築56年、これまで多くの子どもを受け入れ、旧那珂湊市平磯地区の保育の受皿として重要な役割を担ってまいりました。しかしながら、少子化の進行により未就学児童数が減少していること、施設の老朽化により安全にお子さんをお預かりする環境の維持が困難となっていることなどから、本年3月末をもって閉所という決断に至ったものであります。

現在、那珂湊第二保育所には21名のお子さん、児童が在籍しており、そのうち7名が卒園をする予定、残る14名につきましては、12名が那珂湊第一保育所へ転園、2名がご家庭のご事情により民間の保育所へ転園するという予定でございます。現在、那珂湊第二に在籍している子どもが安心して第一に通園できるよう、円滑な統合に向けた準備の総仕上げの段階でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第45号 ひたちなか市特定乳児等通園支援事業に関する条例制定についてを議

題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第45号をお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。藤咲子ども部長。

○藤咲子ども部長 条例制定についてご説明をする前に、改めましてこども誰でも通園制度についてご説明をさせていただきたいと思えます。お手元の資料をご覧ください。

まず、制度の概要でございます。本年4月から全国で実施されるこども誰でも通園制度につきましては、全ての子どもの育ちを応援するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、保護者の就労を要件としない新たな通園給付でございます。

対象者でございますが、保育所等を利用していない0歳6か月から満3歳未満の子どもになります。本市では、子育て支援センターひまわりにおいて実施をいたします。なお、ひまわりにつきましては、令和8年度中に佐野幼稚園の空き教室への移転を予定しているところであります。

開設日でございますが、祝日や年末年始を除く月曜日から金曜日までとしております。市役所の開庁日と同じです。開設時間につきましては午前9時から11時30分まで、午後は1時から3時30分までの二部制、入替え制でございます。いずれも利用時間は2時間30分としております。

利用の方法でございますが、例えば毎週水曜日の午後など、あらかじめ利用する曜日や時間帯を指定していただく定期利用を予定しております。

利用可能時間でございますが、子ども1人当たり月10時間まで、月4回の利用を基本としております。この月10時間につきましては、国が定める給付対象時間の上限に合わせたものでございます。

利用の料金につきましては、1時間当たり300円とし、1回2時間30分でございますので750円といたします。1時間当たり300円という単価につきましても、国が示す標準額に合わせたものとなっております。

利用定員につきましては、午前と午後、それぞれ5人ずつ、1日当たり合計10人としております。

資料の一番下に利用までの流れをお示ししております。まず、保護者から利用申請をいただいた後に、市において対象要件、その他を確認し、利用認定をしたということを通知いたします。その後、事業者、現在は市でございますが、事業者と面談を実施した上で利用予約を行い、事業を利用していただく流れとなります。

2月2日に利用申請の受付を開始いたしまして、3月23日、一昨日の段階で申請者——保護者ですね——は69人、お子さんの数でまいりますと78人、そのうち41人のお子さんにつきましては利用の予約をいただいているところであります。なお、利用までの手続等につきましては、国が提供するシステムを活用し、原則としてオンラインで行っているところです。

それでは、議案第45号 ひたちなか市特定乳児等通園支援事業に関する条例制定についてご説明を申し上げます。

乳児等通園支援事業につきましては、事業者が事業を実施するための認可と、同じく事業者が給付を受けるための確認という2つの手続が設けられております。このうち認可につきましては、児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業が市町村の認可事業とされましたことから、昨年9月の定例会におきまして、認可の基準を定めるひたちなか市乳児等通園支援事業に関する条例制定についてご議決をいただいたところであります。

今定例会でご提案をしておりますのは、もう一つの給付を受けるための確認について定める条例であります。事業者がこども誰でも通園制度、すなわち子ども・子育て支援法に定める乳児等通園支援事業を実施し、法に基づく給付を受けるためには、市の確認を受ける必要があります。市がこの確認を行うに当たり、よるべき基準について内閣府令に基づき条例で定めようとするものであります。

議案書をご覧ください。第1条では条例制定の趣旨を、第2条、第3条では用語の定義及び事業者の一般原則を規定しております。また、第4条において、利用定員の基準や運営規定の内容など、運営の基準について規則に委任することとしております。規則につきましては、本条例と併せて制定すべく準備を進めているところでありますが、その内容につきましては国の基準に沿ったものとしているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 ご説明ありがとうございます。もう既に69人の利用申請があつて、年内には佐野幼稚園に移転予定ということなんですけど、これから需要の部分で、既にこれだけ申請があるので、もっともっと使いたいという人が、需要が増えたときには拡大していくお考え等々はございますか。

○加藤委員長 出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、先ほど部長のほうから説明がありましたとおり、当初想定していた以上の応募、申請者数とか認定者数がございます。今のところ本市としましては、1日10名、1週間50名の定員としてございますが、まだ予約の人数は41名というところで、今のところ余裕がございますが、先ほど委員がおっしゃったように、今後もしかしたらこちらを超えてくる可能性もあるかもしれません。そのときはちょっと状況を確認しながら、できるだけ、せつかく新しくできた制度でございますので、1人でも多くの方が利用していただけるような人員の体制とか、その辺りは、もしそういう状態になったときには検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。清水（立）委員。

○清水（立）委員 この制度は、子育て中のお母さんにとってみたらとてもありがたい制度かなというふうに思います。それで、この利用申請から利用開始までは平均どのぐらいかかるん

でしょうか。

○加藤委員長 金子幼児保育課長補佐。

○金子幼児保育課長補佐 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、利用申請につきましては、資料にもございますとおり、システムのほうでいつでも申請できます。それを市のほうで情報を確認しまして、年齢要件とか、あとは保育所を利用していないとか、そういった対象者の要件を確認いたしまして、うちのほうで認定という形でシステムのほうに——システムというか、ごめんなさい、申請者のほうに通知をいたします。その後利用者の方で面談の予約をひまわりの担当としまして、面談を実施して利用開始という流れなんですけれども、申請から認定を出すまでおおむね3週間程度はいただいております。そこから面接ですとか利用の予約につきましては、その保護者さんの、申請者さんのご都合にもよるかと思っておりますので、そこは少し前後するかなと思っておりますが、手続から認定までについてはおおむね3週間程度いただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○加藤委員長 清水（立）委員。

○清水（立）委員 ありがとうございます。この申請は1年間有効なんですか。

○加藤委員長 金子幼児保育課長補佐。

○金子幼児保育課長補佐 この申請につきましては、その対象要件に年齢があるかと思っておりますけれども、1回申請していただければ、年齢要件から外れる満3歳未満の前々日までのご利用いただくことができますので、改めて何か手続というのはございません。ただ、他市町村に転出される場合については、また他市町村のほうでのお手続がある可能性はありますが、市内に居住している場合は、1回申請していただければ改めて何か申請していただくということはありません。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。安 次男委員。

○安（次）委員 ちょっと申し訳ないんですけど、この開設時間なんですけど、9時から11時半、午後が1時から3時半、この経緯をちょっと知りたいんですけど。私の考えをちょっと申し上げますと、やはり子どもの通園のあれもありますけども、シングルマザーと言ったら失礼ですけども、そういった方々の、要するに賃上げの底上げも図れるし、いろんな波及効果というのがあると思うので、この通園時間をもっと30分下げてくれとか、もう少し遅くまでやってくれとか、そういう要望というのはなかったですか、受付するときに。

○加藤委員長 出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長 こちらの開設時間につきましては、ある程度始まる前に周知のほうはしてございます。その周知をしている中で、特別、午前中の9時から11時半、午後の13時から15時半に対しての、もう少し早めてくださいとかというご要望は、今のところ市の幼児保育課のほうにはいただいている状況でございます。こちらの時間につきましても、やはり1日2時間半で月10時間というところを考えまして、来ていただく時間とか、朝早くしてしまうとやはり通勤の時間とかも重なり合いますので、そういったところを考慮させていただいて、

現在のところ9時から11時半、午後は13時から15時半というふうにさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○加藤委員長 安 次男委員。

○安（次）委員 あらかた分かりました。私の意見なんですけども、国の制度に沿ってこういった月10時間とか、いろいろやっておりますけども、やはり国に従ってやるんじゃないかと、ひたちなか市独自で、茨城県では最初にひたちなか市が月20時間に——極端に言えばね——するとか、そういう独自性を持った改革というのが必要なんじゃないかなと。あくまでも国に従うべきじゃないのかなと私は思うんですが、その辺ちょっと聞かせてください。

○加藤委員長 出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長 お答えいたします。

今、委員のおっしゃったところもでございます。まずは本市としましても、国の月10時間というところをやらせていただいて、その中で利用者の方からいろんなお声をいただいたときには、その辺りは検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○加藤委員長 安 次男委員。

○安（次）委員 じゃあ、すみません、その要望とか意見というのをこれからよくまとめて、改革できるところは改革してもらってやっていただきたいと思います。その利用する段階においての、要するに基準というか、あるでしょうから、それもある程度緩和して、グレーゾーンというか、そういうのもやっぱりやっていかなくちゃならないんじゃないかなと思いますので、よろしくひとつお願いします。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。安 のり子委員。

○安（の）委員 ご説明ありがとうございました。このこども誰でも通園制度について、国のほうからの方針ということでもありますけれども、今お伺いしたところ、週1回の、4回ぐらいのご利用という形で、2時間ぐらいということなんですけれども、利用者が0歳6か月から3歳未満の子どもたちということで、1回が10人ぐらいの予定でいらっしゃるということとさつき伺ったんですけれども、保育士の配置人数というのはどうなっているのでしょうか。

○加藤委員長 出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長 こちら、当初は子育て支援センターひまわり、ただ保育所内でやるんですけども、今人員のところを想定しておりますのは、正職が3名です。所長と、あと実際に業務を行っていただく正職員の保育士が2名、プラス会計年度任用職員の保育士、こちら2名、計5名で対応していく予定でございます。

以上でございます。

○加藤委員長 安 のり子委員。

○安（の）委員 ありがとうございます。そうすると、10名の子どもたちがいるときに、こ

の全職員が対応できるという形でしょうか。

○加藤委員長 出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長 仮に10名としたときには、基本的にそちら、正職員2人で対応できる人数というところで配置をしてございますので、原則は正職の2名で対応していく予定でございます。

○加藤委員長 藤咲子ども部長。

○藤咲子ども部長 10名の数でございますけれども、午前が5名で、入れ替えて午後が5名ですので、常にいらっしゃるお子さんは、想定では最大で5名でございます。

○加藤委員長 安 のり子委員。

○安(の)委員 ありがとうございます。そうすると、0歳が5名となった場合でも2人で対応していくという形ということですね。非常に、週1回でご利用する子どもたち、これが、目的としてはきっと子どもたちの体験とか経験とか、そういったところを広げていこうというのが国の目的であると思うんですけども、こちらの概要を見ますと、どうしてもこの多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援強化となると、子どもの支援ではなく、何か親支援のほうを強化してしまって、0歳から3歳のお子さんというのは一番人見知りの時期だったり、子どもたちが不安定になる時期であって、後追いもしますし、そういう時期に週1回だけで2時間のご利用でといった場合、かなり保育士の負担が大きいかと思うんですね。配置人数が2名であっても、ほぼ5人泣いている状況であるというふうに私は想定できるんですけども、そういったときには柔軟な配置人数などの対応などもしていただけないということでしょうか。

○加藤委員長 出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長 こちらの事業につきましては、4月1日から全国で初めて行う事業でございます。そちらを実際に保育なりさせていただいた中での、保育士さんの意見とか状況とか、その辺りを伺いながら、もし2人ではというときには、その辺りは今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○加藤委員長 安 のり子委員。

○安(の)委員 ありがとうございます。本当にこの制度に対する事業は、デリケートなことになってくると思うんですね。子どもたちの一番最初に親から離れる体験になっていくかと思うんです。なので、十分な配慮をしていただきながら、その配置人数も国の指定にこだわらずに行っていただきたいなという要望です。よろしく願いいたします。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。清水(立)委員。

○清水(立)委員 先ほど安 次男委員からもご指摘ありましたが、今日お二人の福祉部の部長がおいでになっていますけど、ぜひこういった事業、上乘せ・横出しを行いまして、市民ニーズに合った制度に——福祉全般に関してですよ——していただきたいと思います。要望です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第46号 ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第46号をお開きください。

それでは、提出者の説明を願います。鈴木保健福祉部長。

○鈴木保健福祉部長 それでは、議案第46号 ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

医療福祉費支給制度、いわゆるマル福でございます。こちらにつきましては、茨城県が示している条例準則、規則準則を基に、各市町村が条例や規則を制定した上で制度を運用しております。今般、茨城県では、頻繁に行われる税制改正等に対応するため、これまで条例で規定していたマル福の支給判定に用いる所得額の算定方法等について、規則に委任するよう条例準則、規則準則を改正いたしました。これに伴い、本市においても同様の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を基に説明させていただきます。議案書の4ページから5ページをご覧ください。ここでは社会保険に関する各種法律の名称を「医療保険各法」にまとめるなど、主に文言の整理を行っております。

次に、5ページの一番下から始まる医療福祉費の支給制限につきましては、6ページからの第5条第1項第1号から第3号において、妊産婦、母子家庭・父子家庭及び重度心身障害者に対するマル福の支給制限の規定をそれぞれ規則に定めるよう改正するものです。

また、7ページ下段からの第2項では、次の8ページに記載しております所得の範囲や計算方法の基準となる根拠法などを、前述の第1項と同様に規則で定めるよう改正するとともに、文言の整理を行おうとするものでございます。

なお、このたびの改正に当たりましては、マル福の支給内容等に変更はございません。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第47号 ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第47号をお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。鈴木保健福祉部長。

○鈴木保健福祉部長 それでは、議案第47号 ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

それでは、補足説明資料の1ページをご覧くださいませでしょうか。介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、以下の4つのポイントがございます。まず、この表をご覧ください。令和6年と令和7年以降における給与所得控除を比較した表となります。

1つ目のポイントといたしまして、赤い矢印で示す令和7年度税制改正が挙げられます。物価上昇への対応とともに就労調整にも対応するとの観点から、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ引き上げられました。

続きまして、2つ目のポイントとなりますが、令和7年度税制改正による影響を遮断するため、青い矢印で示す介護保険法施行令が改正されました。介護保険事業は、3年を1期とする介護保険事業計画に基づき、保険料収入を見込んで運営しております。しかし、令和7年度税制改正によって保険料収入が減少する可能性が懸念されました。そのため介護保険法施行令の一部が改正され、税制改正前の基準に基づき算定することとなりました。

次に、補足説明資料の2ページをご覧ください。3点目といたしまして特例減免措置が挙げられます。令和8年度も住民税非課税の範囲内で就労調整を行った者が、介護保険料の算定上住民税課税者として判定されるみなし課税者となることが想定されます。本条例の改正は、このみなし課税者が引き続き住民税非課税となるよう、令和8年度分の保険料について減免するためのものがございます。

減免対象となるケースについては、別表の1をご覧くださいませでしょうか。別表1、表の下段をご覧ください。まず前提といたしまして、減免対象者は、本人または世帯員が令和7年度の住民税非課税者で、今般の政令改正により令和8年度保険料算定において課税の判定となった者となります。そのうち次の2つの事例が挙げられます。①減免対象の矢印をご覧ください。税制改正前の介護保険料の算定基準では、本人かつ世帯員が住民税非課税であります。税制改正後の算定基準では、世帯員のいずれかが住民税課税として判定される事例が考えられ

ます。また、②の減免対象のように、税制改正前の介護保険料の算定基準では本人が住民税非課税であります。税制改正後の算定基準では本人が住民税課税となる事例でございます。これらの場合、住民税非課税者として判定する保険料段階へ移行させ、その保険料の差額分を減免しようとするものでございます。

それでは、補足説明資料の2ページにお戻りいただけますでしょうか。4点目のポイントは職権による減免でございます。減免については本来申請が必要となりますが、厚生労働省よりシステム上の対応を可能とすると示されております。そのため、本市の条例においても職権により減免する規定を定めようとするものでございます。

最後に、議案第47号の3ページの新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。47号の3ページでございます。新旧対照表、右側の波線が引いてある部分が今回改正を行おうとする部分であります。ただいま説明いたしましたとおり、付則第16項においては、当該減免の対象者が減免となる旨記載されております。付則第17項については、当該減免は職権により減免する旨の記載となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第50号 ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第50号をお開きください。

それでは、提出者の説明を願います。箱崎教育部長。

○箱崎教育部長 それでは、議案第50号 ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

教育研究所につきましては、教育相談やいちょう広場を含めた不登校児童生徒への支援と教職員の研修や研究の推進といった事業を行っており、東石川小学校の旧校舎を利用し、昭和60年に開設いたしました。建物は、築65年経過していることから老朽化が進んでおり、移転に向けて公共施設マネジメントに位置づけ、移転先の検討をしまりました。利用可能な複数の公共施設を比較検討した結果、ヘルス・ケア・センターを移転先とすることといたしました。今回の条例改正におきましては、研究所をひたちなか市生涯保健センター（ヘルス・ケ

ア・センター)内へ移転するため、研究所の位置を変更する改正を行おうとするものです。

議案書の3ページ、新旧対照表をご覧ください。現在は、旧の欄、第2条にありますように、ひたちなか市東石川1丁目1番1号と規定しておりますが、新の欄でひたちなか市松戸町1丁目14番1号と、生涯保健センターの所在地に改めようとするものであります。

夏頃の移転を予定しておりますので、議案書の2ページの付則をご覧くださいればと思います。この条例に関しましては、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するとしております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第54号 ひたちなか市社会福祉施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第54号をお開きください。

それでは、提出者の説明を願います。鈴木保健福祉部長。

○鈴木保健福祉部長 議案第54号 ひたちなか市社会福祉施設の指定管理者の指定につきましては、先ほど議案第42号及び43号で各事業所の変更内容について説明させていただきましたが、社会福祉施設の指定管理期間の満了に伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者及び期間を新たに指定するため本議案を提出しようとするものでございます。

議案書の2ページの表をご覧ください。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、ひたちなか市総合福祉センター、ひたちなか市那珂湊総合福祉センター、ひたちなか市ふれあい交流館、ひたちなか市金上ふれあいセンターの計4施設であります。指定管理者となる団体は、これまでと継続となります。ひたちなか市西大島3丁目16番1号、社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会であり、指定管理の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

議案第54号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部入替えのため暫時休憩します。

午前11時5分 休憩

午前11時8分 再開

○加藤委員長 これより委員会を再開します。

次に、所管事項説明に入ります。

執行部から2件説明の申し出があります。

最初に、老人福祉センターの在り方及び今後の方針について説明を受けたいと思います。

S i d e B o o k s のホーム画面に戻っていただき、全議員共通、常任委員会、文教福祉委員会、令和7年度、令和8年3月25日、配付資料の順にフォルダをお開きいただき、高齢福祉課資料をお開きください。

執行部から説明願います。なお、説明は着座のままで結構です。鈴木保健福祉部長。

○鈴木保健福祉部長 本日はお時間をいただきましてありがとうございます。保健福祉部から老人福祉センターの在り方及び今後の方針についてご説明いたします。

高齢者を取り巻く社会情勢の変化や高齢者ニーズの変化、また、本市の老人福祉センターの利用状況などを踏まえ、このたび施設の在り方について検討することといたしました。詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 望月高齢福祉課長。

○望月高齢福祉課長 では、着座にて失礼いたします。

それでは、高齢福祉課より老人福祉センターの在り方及び今後の方針について説明させていただきます。

2ページにお進みください。

初めに、本市における公共施設等に関する考え方について説明させていただきます。本市におきましては、ひたちなか市公共施設等総合管理計画に基づき、市が保有する公共施設の管理が行われています。その中では、公共施設等の管理に関する基本的な方針が示されておりまして、不断の見直しによって維持管理や更新に要するトータルコストの縮減を目指すこととされています。今回、この方針に基づきまして、高齢福祉課が所管いたします老人福祉センターに

についてもその必要性を検討することといたしました。

なお、図面中ほどにあります公共施設マネジメントの全体像は、ひたちなか市公共施設保全計画より抜粋したものです。こちらの図のとおり、公共施設の維持管理においては、確たる財源、適正な施設保有量、必要なサービスの提供を三位一体で考えることが重要となります。

次のスライドにお移りください。ここでは、見直しに至った背景について説明させていただきます。

本市では、大島荘、みなと荘、高場荘の3つの老人福祉センターがございますが、開設当初と現在では社会情勢が大きく変化しています。とりわけ高齢化は著しく、合併当初の65歳以上人口は全人口の11%、約1万6,000人であったのに対し、令和6年度末時点では27%、約4万2,000人と、およそ2.6倍に増加しています。高齢者人口が相対的に多くなったことによりまして、ライフスタイルの変化や多様化が進み、日常生活や価値観にも大きく変化が生じています。

内閣府の令和7年版高齢社会白書によりますと、労働人口に占める65歳以上の比率は上昇傾向にあり、60代後半の男性6割以上、女性4割以上が就業しています。また、就業意欲に関する調査では、75歳くらいまで、80歳くらいまで、働けるうちはいつまでもとの回答が4割を超えています。さらに、就労している理由の4割が、自分の経験やスキルが生かせると回答しておりまして、収入の高低ではなく、やりがい、生きがいを目的として就労が選択されていることがうかがえます。加えて、同白書で資産の状況を見ますと、65歳以上世帯の貯蓄現在高の中央値は、全世帯の1.4倍となっており、4,000万円以上の貯蓄を有する世帯が17.9%、全世帯では12.5%であるのと比べると高い水準にあると言えます。また、本市の高齢者施策における基本方針は、高齢者自身が住み慣れた地域でできる限り過ごすことができるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進することを掲げております。このように、高齢者の現状及び公共施設の方針を踏まえまして、老人福祉センターの果たすべき役割と課題について検討が必要であると考えました。

次のスライドに移ります。

こちらの図は、本市が目指す高齢者を取り巻く施策やサービスを絵にしたものです。高齢者の皆さんが自宅などの住まいを中心として生活し、そのサポートを社会全体で行うことが重要であると考えております。その中において、市は特に在宅医療と介護の連携や地域包括支援センターの運営委託、介護予防事業などに力を入れて取り組んでいるところです。こういった事業に注力いたしますことで、住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを続けるための支援体制が深化・推進していくと考えております。

次のスライドに移ります。

老人福祉センターの現状と課題について説明させていただきます。老人福祉センターは、高齢者福祉対策の初期段階にあった本市におきまして、高齢者の交流・親睦施設が乏しかったことから設置をされました。各施設の概要についてですが、大島荘、みなと荘は総合福祉センター及び那珂湊総合福祉センターとの合築でございまして、いずれも福祉センターの一部となっ

ています。高場荘につきましては、老人福祉センターのみで立地しており、敷地面積の72%が借地によるものです。いずれの施設もひたちなか市社会福祉協議会に運営委託しており、利用料は無料としています。これら3館とも築30年を経過しており、修繕箇所が多くなっている状況で、特に空調設備や給排水設備の修繕頻度が高い状況にあります。昨年7月1日より高場荘が休館せざるを得ない状況となりましたのも、この空調設備の故障によるものです。なお、高場荘の再開に要する修繕費用につきましては、見積りベースで1億円を超える額となっています。

次のスライドに移ります。

続きまして、老人福祉センターの利用状況について説明いたします。過去13年間の推移を見ますと、3館での延べ利用者数は、平成24年度をピークに減少しており、コロナウイルス感染症が5類へ移行された令和5年以降も、ピーク時に比べ約3割弱と低調な状況です。また、3館の合計1日平均利用数は62人となっております。その一方で、施設利用の対象となる60歳以上の人口は1割強の伸びとなっています。この要因としては、国の白書で紹介しましたとおり、就労人口の増加やコロナ禍を経て人との関わり方が変化してきたことが要因であると考えられます。

次のスライドをご覧ください。

ここでは、利用者分析と運営コストについて説明いたします。表のほうは、令和6年度と令和7年度を対比しております。また、数値につきましては、便宜上、各年4月から9月の実績を基に算出しておりますのでご了承ください。

A列は一月当たりの平均実利用者数を示しており、C列は実利用者数をB列の対象者総数で割ったものです。これによると、実際の利用者数は、対象者のうち1%に満たないことが分かりました。

続いて、D列は予算ベースの運営コストを記しております。3館とも人件費や物価の上昇に伴いまして、令和6年度から令和7年度にかけて113%増となっております。また、ご覧のとおり、高場荘につきましては、ほかの2館に比べまして約3倍のコストを要しており、これは単国会館であることによるものです。

表の右側、E列、F列、G列につきましては、それぞれ延べ1人当たりの運営コスト、実利用者1人1日当たりの運営コスト、また、開館日1日当たりの運営コストを示しております。これによりまして、特にF列のとおり、実利用者1人に対し1日当たり、大島荘で約7,000円、みなと荘で約1万2,000円、高場荘で約2万3,000円かかっていることが分かりました。

以上の分析結果をまとめますと、利用者が固定化していること、多数の市民はサービスを受けておらず、行政サービスとして偏りがあること、同機能であるはずの老人福祉センター同士でコストに差があること、施設の老朽化による修繕が頻発していることが課題となっております。このような課題は全国的なものでございまして、埼玉県熊谷市や千葉県我孫子市、神奈川県藤沢市など、老人福祉センターの在り方について検討を始めているところでござい

ます。

次のスライドをご覧ください。

次に、全国的な高齢者をめぐる施策の動向について説明いたします。戦後、高度経済成長に伴う核家族化により、独り暮らし高齢者が増加し、健康不安等を取り除くことを趣旨として、昭和38年に老人福祉法が制定されました。その後の高度経済成長による税収増に伴い、現在の養護老人ホームなどの公的サービスの拡充が1990年代前半、平成5年頃まで続きます。本市の老人福祉センターが整備されましたのもこの時期、背景によるものです。バブルの崩壊後、超高齢化社会を見据えた制度として平成12年に介護保険制度が開始されて以降、現在まで日本の高齢者施策は、老人福祉法による社会的弱者を対象とする社会福祉制度と、それ以外の者を対象とする介護保険法の、両制度が並行して運用されています。今日では国においても、4ページ目でお示ししましたとおり、施設入所をメインとした高齢者介護ではなく、介護予防と地域での支え合いにより、できるだけ住み慣れた地域で暮らすことを掲げております。それに基づき、本市におきましても通いの場を拡充し、介護予防に注力するとともに地域包括ケアシステムを推進しているところです。

次のスライドへお進みください。

続いて、老人福祉センターの果たすべき役割と代替性の精査について説明いたします。老人福祉センターの役割につきましては、国の通達により次の5つを行うものとされています。これについて果たすべき役割が本市でどのように行われているかを精査いたしました。まず1つ目、生活・健康に関する相談については、市内6か所に業務委託により地域包括支援センターを設置し、その委託事務の1つとして総合相談事業を実施しております。2つ目のなりわい及び就労の指導については、シルバー人材センターへの登録を促しており、市は当センターに対し運営補助を行っているところです。3つ目の機能回復訓練につきましては、市が直営または委託により市内各所に通いの場を設置し、介護予防教室等を実施しております。4つ目の教養講座等の実施については、高齢者大学の開催を社協に委託しております。5つ目であります老人クラブに対する援助につきましては、各地域において高齢者クラブが自主的に活動しておりまして、市はその代表である高齢者クラブ連合会に対し補助を行っているところです。このように老人福祉センターが果たすべき役割については、既に行われている事業が果たしておりまして、機能面の見直しを行うことが合理的であると考えられます。

次のスライドへお進みください。

以上の事柄を踏まえ、今後の老人福祉センターの方針についてご説明いたします。

まず、大島荘及びびみなと荘につきましては、それぞれ合築という特性を生かし、高齢者のみならず、様々な福祉の課題に対応する施設への用途の変更を令和8年度に検討してまいります。その際には、現在利用されている方々にできるだけ不利益が生じないように、施設管理者等の関係者と協議を行いながら進めてまいります。

高場荘につきましては、さきに説明させていただきましたとおり、他の2館と比べ3倍の運営コスト、加えて再開に必要な最低限の修繕におよそ1億円という費用がかかること、また、

施設敷地の7割を超える面積が借地であること、また、既にサービスの代替性が確保されていることから、老人福祉センターとしての用途を廃止する検討を行いたいと考えております。その上で、市全体としての公共施設の在り方を踏まえながら、今後の利活用の有無、その方向性について、地権者などの理解を得ながら進めてまいります。なお、市の指定避難所及び福祉避難所としての機能は、これに関係なく継続・維持してまいりますので、災害等への対応は変わらず行うこととなります。

次のページにお進みください。

最後に、スケジュール見通しについて説明いたします。今月から関係各所との協議を開始し、関係自治会やコミュニティ組織に対し逐次説明を行いまして、利活用に関する意見についても伺ってまいります。これらを9月中旬までに終え、それを基に利活用に関する意見を取りまとめてまいります。12月以降は、今後の方針について順次利用者に対し、館内掲示や口頭での説明を行ってまいります。翌年3月には議案を上程し、可決されましたならば、大島荘・みなと荘については、総合福祉センターの施設として新たな利用を開始させていただきたいと考えております。

老人福祉センターの在り方と今後の方針についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。三瓶委員。

○三瓶委員 まず、今回の資料を見させていただいて、資料の背景ですか、テンプレートというか、フォーマットというか、ただの真っ白じゃなくて、気を遣われて、最後のスケジュールを見たら今後の説明会等も踏まえてこのような作り方をされたのかなと思いますけども、非常にこういうことがやっぱり気遣いとして伝わっていくんじゃないかなと思って、いいなと思いました。

というのが前段で、本題に入りますけども、まず高場荘について、去年の7月1日から休館しているということで、それまでに利用者が、10何人かな、いたと思うんですけども、それまでに利用していたもの、シルバーリハビリ体操とか元気アップ体操とかで利用されていたんじゃないかなと思いますけども、それまでに利用されていたものはどういうものがあって、休止した後その人たちはどこでどのようにカバーされているのか、それをまずお伺いします。

○加藤委員長 川又高齢福祉課主幹。

○川又高齢福祉課主幹 ご質問にお答えさせていただきます。

高場荘に関しましては、一般の利用者の方が1日10名程度、かつ、2階がそちらの利用になっていまして、1階のほうでシルバーリハビリの体操教室を行っておりました。そちらは社会福祉協議会のほうに委託をしているものでしたので、社会福祉協議会のほうで7月1日以降、ほかの施設に振り分けて行っております。一般の利用者の方々に关しましては、近くの大島荘であったり、佐野コミセンであったりというところに利用を移し替えているようで、そちらに關しても、特に何か困ったとか、予約が取れないというようなご意見等はございません。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 私がちょっと市民の人から聞いた声では、高場荘が使いなくなって、その後は高場荘に集合して、バスでみなとのほうまで移動してそういう体操とかをしていたとかというのを聞いたんですけども、そういうことはしていないですかね。

○加藤委員長 望月高齢福祉課長。

○望月高齢福祉課長 高場荘のほうで市が実施しておりました短期集中通所型サービスですか、そういう事業があったんですけども、そちらのほうはみなと荘のほうに会場を7月から変更しております。そちらのほうについては、もともと送迎のサービスがついていたので、移動した後も送迎をつけておりました。それで、高場のエリアの近くで利用されている方が多かったので、そこに集合していただいて、それに乗ってみなとまで行っていただいたというような経緯があります。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 そういう話を私も聞いて、やっぱり近場の人が高場荘を利用して、今度は高場荘に集合してみなとまで行くということに、ちょっと違和感というか、負担感というか、を持って、今まで高場荘だったから利用していたのに、そういう、みなととか大島とかあるかもしれないけども、環境が変わったことで、今まで利用していたんだけど利用しなくなっちゃったみたいなことは発生していないのか伺います。

○加藤委員長 望月高齢福祉課長。

○望月高齢福祉課長 高場荘、先ほど川又のほうからも説明させていただいたとおり、実際高場荘を個人でお使いいただいた皆様は、大体のところ大島荘ですとか、別の会場を使っているというような現状があるかと思いますが、さきに質問がありました、市のほうがみなとへ移した教室などについては、おっしゃるとおりみなとのほうへということになったわけなんですけど、今度、来年度からにつきましては、やはり地域での通いの場というのは非常に必要だろうということもありますので、短期集中はカスミの中で実施させていただくこととさせていただいておりますけれども、今度新たに一般の元気サポート教室を、これまでは金上ふれあいセンターとみなと荘の2か所でだけ開催していたものを市内全域で開催するというので、佐和の地区にありましては、佐野コミュニティセンターのほうで元気サポート教室を実施することとしておりますので、そちらのほうもご案内して、地域の方にはそちらをご利用いただければというふうに考えています。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 今回この老人福祉センターということで、私は、資料を今説明させていただいて、運営側目線では、これは仕方ないなと。コストのことも考えて仕方ないと思うんですけども、利用者目線からすると、先ほども言ったように、今まで近場にあって利用していたものが、そこないと利用できなくなる。ひたちなか市はいろいろなことをエリアで考えることが多いですよ。旧湊地区、旧勝田地区では、中心市街地と佐和地区ですか、図書館もそういう配置になっているし、直近で言えば、選挙の期日前投票でも佐野コミュニティセンターに開設するか、そういうエリア的な考え方があって、この老人福祉センターもそうなんじゃないかと僕は

思っているんですけども、そういう中で高場荘を休止して、その後1億円ぐらい空調設備を直すそうとするとかかるということで、それ自体は分かるんですが、そういったエリア的な考え方というのは、僕は大事なんじゃないかなと思っているんですけども、その辺の考え方は、福祉という意味で見たときに、今後どういうふうを考えていくのか。ここはちょっと、もしあれだったら部長答弁でもいいんですけども、よろしくをお願いします。

○加藤委員長 望月高齢福祉課長。

○望月高齢福祉課長 老人福祉センターとしては、その用途を終えてもいいのかなというふうに考えているところなんですけれども、佐野のエリア、高場荘の近くのエリアには、目的が若干違うかもしれませんが、佐野コミュニティセンター、また、佐野図書館も近くにございますので、そういったところをより効果的に使っていただくということがよろしいのかなというふうには考えております。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 今、課長おっしゃいましたけど、佐野コミセンはちょっと遠いですよね。図書館も近くにあるんですけども、ちょっと図書館と体操教室が一緒にできるのかというと、ちょっと違うのかな。ただ、図書館の近くに簡易的なものを建てることによって、ほかの大島荘とかみなと荘みたいに合築というんですか、そういう考え方で運営できるのであれば、そういうこともこれからの検討の1つにさせていただきたいなというふうに思います。これからまだまだいろんな自治会連合会への説明とか、検討を進めていくということなので、ちょっと1つそれは検討に入れていただきたい。

あと、高場荘については、市の指定避難所及び福祉避難所としての機能は継続・維持してまいりますということなんですけども、7月1日以降ずっと閉じていて、そういう中で指定避難所ということが続けていけるのか、どのように管理も含めて考えているのか教えてください。

○加藤委員長 川又高齢福祉課主幹。

○川又高齢福祉課主幹 まず、来年度、令和8年4月1日から資産経営課のほうで行う包括管理業務委託のほうに、浄化槽であるとか、電気点検の法定点検、あるいは消防点検というところは高場荘も盛り込まれております。ですので、日頃の管理というところは、例えば月に1回とか2回とか、高齢福祉課のほうで状態に異常がないかというのはもちろん確認をさせていただきますし、例えば災害のときに必要なトイレ、水、電気というところはそちらの包括管理業務の中でカバーしているので、特段問題がないかなというふうに考えております。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 分かりました。それでは、高場荘については、ぜひそのものをなくすという考え方は、いろいろな現状を見れば理解するところなんですけども、やっぱり利用者目線というところもぜひ検討していただいて、今後どうしていくか考慮していただければと思います。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。鵜澤委員。

○鵜澤委員 私が聞きしたかったのは、三瓶委員もおっしゃったんですけども、現在老人福

祉センターはどんどん利用者が減っているという現実がありまして、実利用者が極めて少ないというお話なんですけども、現実、この数字だけ見ればそうかもしれないんですけども、実際は、多分どんどん高齢化が進んでいて、そこまで足を運ぶのはなかなか大変だという、逆の、本当は必要なんですけども、そこまで行けないお年寄りが、結構孤立しているお年寄りが地域にたくさんいるような実感なんですよね。だから、どっちかというところ、コストを考えたら要らないものは自治体としてどんどん削除して、これから圧縮しないとやっぱりやっていけないよというのは、そういう視点も分かるんですけども、反面、地域の福祉ということを考えたら、逆に必要になっていくんじゃないかと思うんですよ。それで、今現在その数字だけ見ると、利用者がどんどん減っているということなんですけども、さっき言いましたように、やっぱりなかなかそこまで足を運んでいくのがきつくなっている、なので、極めて近くの人たちだけがそこに毎日のように行っているという現状があるんじゃないかと思うので、どっちかというところ、サービスの提供の仕方としては、もっと積極的に地域の人たちをどんどん受け入れて、積極的に地域の核となっていくような、お年寄りの核となっていくような施策をしていただけたらありがたいなと思いました。

以上です。要望ですね。

○加藤委員長 要望でよろしいですか。

○鶴澤委員 はい。

○加藤委員長 望月高齢福祉課長。

○望月高齢福祉課長 今の鶴澤委員のご要望にちょっとお話をさせていただきたいと思いましたが、先ほど三瓶委員のほうからも、地域の福祉について考えるということでご意見いただきましたけれども、確かにおっしゃるとおりだと思います。そう考えますと、説明の中でも申し上げましたが、箱物からソフトへの転換ということで、ひたちなか市としましては、あそこの建物で待っている福祉ではなくて、どちらかといったら逆に地域に出て行って、今通いの場もたくさん展開しておりますし、自治会で実施しているときめき元気塾もありますし、また、スーパーマーケットでのフレイル予防も、8年度についてはさらに会場を増やして実施する予定ですので、より地域に私たちのほうが、人が集まっているところに出て行って提供するような福祉を展開していきたいなというふうに考えております。

○加藤委員長 鶴澤委員。

○鶴澤委員 ありがとうございます。それで、1つ、ぜひ忘れないでいただきたいのは、執行部の方は地域の人とピンポイントで、こういうふうにご自分たちの職務を一生懸命やっつけようとするのは分かるんですけども、地域のコミュニティの固まりということを大事にしてほしいんですよね。なので、先ほど私が言ったのは、拠点があって、その地域の人たちがそこでまとまることができるという機能もあるわけですから、そういった意味で、あくまでも地域の自立ということを必ず念頭に置いていただきたいという思いです。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で、老人福祉センターの在り方及び今後の方針についてを終了します。

次に、学校部活動の地域展開について説明を受けたいと思います。

配付資料のフォルダに戻っていただき、指導課資料をお開きください。

執行部から説明をお願いします。箱崎教育部長。

○箱崎教育部長 本日は説明のお時間をいただき、ありがとうございます。教育委員会事務局から、学校部活動の地域展開についてご説明申し上げます。

学校部活動の地域展開につきましては、4月からの休日の地域クラブ活動のスタートに向けて、1月から3月までプレ活動を実施しております。4月からの地域クラブ活動に当たりましては、生徒が安全に安心して活動できる環境づくりとして、地域クラブの運営団体に対し、活動するための要件を設ける地域クラブ活動認定制度を導入してまいります。また、生徒の体験の場を拡充するため、多種多様な活動を行う団体も参入しやすくなるよう、本市独自に認定要件を一部緩和した準認定制度を導入いたします。その他、令和8年度におきましては、国・県の補助を活用し、認定を受けた地域クラブに対する活動費の支援、生活困窮家庭に対する参加費の支援などを実施する予定としております。

詳細につきましては、この後資料に基づき担当課長よりご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 田村教育委員会事務局参事兼指導課長。

○田村教育委員会事務局参事兼指導課長 それでは、ご説明させていただきたいと思います。ご説明する内容は、1点目、学校部活動の地域展開に係る地域クラブ活動の認定制度の導入について、2点目、学校部活動の地域展開に関する補助について、そして3点目、本年1月からこれまで実施してきている試行期間のプレ活動の実績と認定地域クラブ活動等への申請状況についてです。

それでは、資料のほうをご覧ください。

前回、12月16日の所管事項説明の際に、多様な運営主体が行う地域クラブ活動につきましては登録という形を考えており、スポーツ庁の協力者会議において、地域クラブの認定制度について話し合われていることをご説明いたしました。その後、文部科学省より部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインが発出され、地域クラブ活動の認定制度について示されました。示された内容が我々の想定していた内容と相違ないことが確認できたため、生徒が安全に安心して活動できる環境づくりの一環として、地域クラブの運営団体に対し、活動するための要件を設ける地域クラブ活動認定制度を導入することといたしました。

それでは、1番、認定制度についてをご覧ください。黒四角の1番が認定要件のポイントでございます。7点ございますので、それぞれご説明いたします。

(1) 生徒が身近な地域において希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであることです。これは、競技力強化等の観点から、

広域から生徒を集めたり、選抜等を行ったりせず、参加を希望する生徒を広く受け入れることなどを示しております。

(2) 適切な活動時間や休養日が設定されていることです。生徒の心身の成長に配慮し、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすることなどを示しております。

(3) 活動の維持及び運営に必要な範囲で、できる限り低廉な参加費等が設定されていることです。国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために、必要な範囲でできる限り低廉な参加費等が設定されていることを示しております。国の示す方針としましては、1回500円から1,000円程度となっております。

(4) 適切な指導の実施体制が確保されていることです。指導者等が、暴力、暴言、ハラスメント、いじめ等の行為について許されない行為であること、参加生徒同士のこうした行為も許されないことを誓約することなどを示しております。

(5) 適切な安全確保の体制が確保されていることです。生徒の健康状態への配慮や事故発生時の対応、緊急時の連絡体制や保険加入等について示してございます。

(6) 適切な運営体制が確保されていることです。団体の規約等があることや会員の入退会、参加費等に関すること、適切な会計処理や営利を主たる目的としないこと、大会やコンクールへの参加時には積極的にその運営に協力することなどを示してございます。

(7) 学校との連携が適切に行われていることです。地域クラブ活動のスケジュール等や生徒の活動状況や活動実績、教職員による兼職兼業が行われる場合等において、学校と情報を共有することなどが示されております。

これら7点の要件を全て満たすとき、地域クラブの運営団体に対し、地域クラブ活動として認定するものとなります。

そして、認定した地域クラブ活動を実施する団体へは、黒四角の2番に当たる3つの支援を行うことを予定しております。1つ目は活動運営に関する費用の補助です。これについてはこの後別にご説明いたしますが、活動団体が実施する費用の一部を支援するものです。2つ目は活動場所の優先利用です。活動場所については各団体の現在の活動拠点の基本となるかと思いますが、ご希望の日時により中学校のグラウンドや体育館等の中学校体育施設について調整し、優先的に利用できるようにしていくものです。3つ目は団体の活動についての周知です。市の公式ホームページ上での活動団体一覧の周知や活動の紹介をさせていただくことや、保護者・生徒へ連絡アプリを活用したダイレクトメール等を活用して直接周知をしております。

続いて、2、準認定制度についてご説明いたします。この制度は本市独自のものです。団体の規約や年間計画の提出を求めないなど、認定要件を一部緩和した制度となっております。準認定の認定要件といたしましては、上記の認定要件について下線が引いてあるところを主な要件とさせていただいており、参加する生徒の安全・安心を担保することを主目的としております。また、準認定地域クラブ活動団体への支援といたしましては、上記黒四角の2番において下線

が引いてある（２），（３）の２点の支援を考えております。この準認定制度により，部活動の枠にとらわれない多種多様な団体も参入しやすくなり，生徒の体験の場がさらに拡充されるものと期待しているところです。

次に，２ページ目をご覧ください。

２点目の学校部活動地域展開に関する補助についてご説明いたします。地域展開を実現するための公的な支援につきましては，支援内容により国・県・市が応分の負担をすることが国から示されているところでございます。内容につきましては，認定団体への運営支援を行う地域クラブ活動費支援補助，経済的に困難なご家庭を支える地域クラブ活動参加費生活困窮家庭支援，そして，円滑な運営を支える学校部活動地域展開コーディネーター配置等の費用でございます。それぞれの補助の目的，条件，対象経費，事業費については，記載のとおりとなっております。令和８年度当初予算のほうに計上させていただいております。これらにより活動団体の運営を支援し，地域展開を推進してまいります。

そして，３点目，３ページ目をご覧ください。本年１月からこれまで実施してきている試行期間のプレ活動の実績と，あわせて，現在の認定地域クラブ活動等への申請状況についてご説明いたします。

資料の３ページ目をご覧ください。地域クラブ活動の休日の実施に向けて１月より行ってきたプレ活動では，計画していた中学校に設置のある部活動１３種目全てにおいて実施することができました。最終的には，部活動に設置のない種目を含め，１５種目，３９団体のご協力をいただきました。それぞれの種目ごとの団体数及び参加人数は，表にお示しのとおりでございます。最終的に約７９３人の生徒が参加いたしました。事前プレ活動前に，１・２年生２，４０５人を対象に休日のプレ活動への参加意向のアンケートを取っていたところ，約７５％の１，７７７名から回答があり，プレ活動への参加意向は４１．７％でした。令和７年度の生徒の部活動加入率は８５．２％ですので，１・２年生ですとおよそ２，０００人が何かしらの部活動に加入しており，プレ活動への参加意向は８３０人程度と推察されます。したがって，今回のプレ活動では，その９５％程度をフォローできたものと一定の評価をしているところです。

別添の資料のほうをご覧ください。

別添の資料につきましては団体別の一覧表となります。一番右の欄に試行期間中の活動状況を掲載してございます。生徒の参加につきましては，部活動をベースとした活動団体への参加人数が多い傾向が見られます。これは，地域と連携して部活動の顧問が兼職兼業として携わっていることで，活動しやすいものというふうに考えております。反面，少年団や道場，社会人の活動をベースにした活動では，既に加入して活動している生徒のほかに，新たに加入して活動した生徒数は多くなかった現状がございます。また，部活動に設置のない活動についても同様に，残念ながら新規参加はなかった現状がございます。しかし，中には興味を持って活動に参加した生徒も見られますので，今後も継続して中学生の受皿としての周知を図り，子どもたちの志向に合った活動を選べる環境の整備を目指していきたいというふうに考えております。

最後に，現在の認定地域クラブ活動及び準認定地域クラブ活動への申請状況でございますが，

認定地域クラブ活動へは35団体、準認定地域クラブ活動へは19団体の計54団体の申請をいただいております。これらの団体につきましては、精査した上で認定し、今後、市公式ホームページや保護者・生徒への連絡アプリの活用により周知のほうをしてみたいです。本市としましては、学校部活動に設置のある種目、学校部活動に設置のない種目など、子どもたちのニーズに合わせて様々な活動が必要だと考えております。今後も団体募集等を含め、準備が整い次第、運営団体の情報を随時更新し、案内していく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。安 次男委員。

○安（次）委員 ご説明ありがとうございました。ちょっと1つだけ聞きたいんですけど、地域クラブ移行に関して補助金が出るんですけど、事業費2,600万ちょっと出ますけども、補助金を支給するんですから、当然相手は会計責任者か何か立てて、市のほうに決算処理というか、そういうのは提出するんですよね。

○加藤委員長 菊池総務課長補佐。

○菊池総務課長補佐 ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらのほうは、やはり我々のほうでも補助要綱というのを設置しまして、そちらの中にやはりそういった、まずどういったものにお使いになるかというのを申請していただいて、その内容が補助要件に合致するかどうか判断しまして補助のほうをしていきたいと思っております。また、年度末になりまして事業が終わりましたら、もちろんだういったものに使ったかとか、そういった費目が分かるもの、あとは金額が分かるもの、こういったものをエビデンスとして提出いただいて、こちらのほうでチェックをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○加藤委員長 安 次男委員。

○安（次）委員 ありがとうございます。大切な補助なので、よくその辺は精査してよろしく申し上げます。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 今の話に関連することなんですけど、これ、上限とか書いていなくて、通常全体の2分の1を補助するとか、全部補助するとかあると思うんですけど、あと、予算が決まった中で1つの団体につき幾らまでとか決まりがあると思うんですけど、その辺ちょっと詳しく教えてください。

○加藤委員長 菊池総務課長補佐。

○菊池総務課長補佐 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申しあげました補助金につきましては、国のほうの補助金も併せて活用して執行していきたいと考えてございます。実際に今、国のほうの補助金の内容が、ご存じのとおり予算委員会のほうでいろいろと議論されているところかなということで、まだ最終的なものは下りてきていない状況でございます。国のそういった情報を整理した上で、うちの補助内容というの

を最終的に決定していきたいと考えております。ただ、先ほどおっしゃいましたように、やはり活動の人数ですとか、回数ですとか、そういったものを鑑みて、補助の限度額というか、基準額というか、そういうものを設定していくような流れになると考えてございます。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。安 のり子委員。

○安（の）委員 準認定制度についての質問なんですけれども、認定制度の認定要件のポイントというのは、国の定めたものもありますので安心して見られるんですが、準認定制度は結構アバウトなのかなというところがすごく不安でして、一応黒2の（2）と（3）のみということで団体への支援というふうに書いてあるんですが、準認定のほうは保険加入とか、そういったものはされるのでしょうか。

○加藤委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 ご質問にお答えいたします。

今回、準認定、認定、どちらのクラブに対しても、休日の活動をする場合には保険のほうに加入していただくことを原則としております。あわせて、複数のクラブに参加するお子さんも出てくるかと思いますので、その際には、団体さんごとに、活動ごとに保険のほうに加入していると費用の負担が大きくなるということもございますので、複数の活動に参加する場合には、ご家庭の判断で一括して入るような保険というものもご検討いただけるように準備を進めているところでございます。

以上になります。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。鵜澤委員。

○鵜澤委員 認定制度なんですけども、ちょっとお聞きしたいんですけど、これ、毎年やるものなんですか。

○加藤委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 ご質問にお答えいたします。

国のほうの認定制度につきましては、最長3年間ということが国のほうから示されております。ですので、一度申請いただいた団体様につきましては、特別な理由でその活動が継続できないというような場合を除いては、3年間の継続というふうになります。また、その後4年目以降の継続につきましては、3年目が終わりました年度末に再度申請を出していただくという形になっております。

以上です。

○加藤委員長 鵜澤委員。

○鵜澤委員 それだとすると、例えば本市独自の準認定の団体が晴れて認定団体に上がりたいといったときには、その3年のタイミングで申請し直すということなんですか。

○加藤委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 準認定で今申請いただいているところも、例えば1年間準認定で運用してみて、その間に規約等の準備をしていただいて、2年目には認定のほうの申請をしていた

だくということも考えられるかなというふうに考えております。ですので、年度ごとに準認定から認定、もしくは認定から準認定にということも考えられますので、その辺りは年度ごとに柔軟に対応していければというふうに考えております。

○加藤委員長 鵜澤委員。

○鵜澤委員 運営側としてはそれであれなんでしょうけど、やっぱり基本はそこで活動する生徒というか、子どもたちが主役なので、やはりその団体の継続性とか持続性とか安心性みたいなのは担保してほしいと思うんですよ。なので、運営主体としては、認定、準認定、年度ごとであるけども、そこであっちへ行ったりこっちへ行ったりという不安定な状況が発生してしまっただけじゃないと思うので、そこら辺はちゃんとしてほしいと思います。要望です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で、学校部活動の地域展開についてを終了します。

執行部の皆様は退席していただいて結構です。

(執行部退席)

○加藤委員長 次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。6月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様から何かご意見などありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 それでは、次期定例会までに開催するかどうかも含めて、具体的な案件については正副委員長にお任せいただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、開催する場合の日程についてあらかじめ協議させていただきたいと思います。4月24、27、28の3日間、午前、午後、どこかご都合の悪いところがある方はいらっしゃいますでしょうか。4月24、27、28の午前10時、もしくは午後1時30分、都合の悪いところがある方はいらっしゃいますか。大谷委員。

○大谷委員 24日の午前中は駄目です。

○加藤委員長 ほかの方は大丈夫ですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 ありがとうございます。それでは、開催が決まりましたら予定通知にてご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付資料のフォルダに戻っていただき、継続調査申出書(案)をお開きください。

事務局職員より説明を願います。石川係長。

○石川係長 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に

委員会から継続調査の申し出をするものでございます。

案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○加藤委員長 ただいまの説明について何かご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、この案のとおり閉会中の継続調査申出書を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かありませんか。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 5月の2週目ぐらいの視察の件はどうなっているのでしょうか。

○加藤委員長 それでは、暫時休憩します。

午後0時4分 休憩

午後0時6分 再開

○加藤委員長 委員会を再開いたします。

ただいま休憩中にお話のありました視察についてですけれども、視察先について現在調整中ですので、決まり次第お知らせをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかに何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 以上で本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。

午後0時6分 閉会